

第5次遠軽町社会教育中期計画策定委員の公募に関する要項

1 趣 旨

この要項は、遠軽町まちづくり町民参加条例（平成19年遠軽町条例第10号）第7条の規定に基づき、遠軽町社会教育中期計画策定委員会設置条例第3条第2項に定める委員の公募に関し、必要な事項を定める。

2 公募の周知事項

(1) 名 称

第5次遠軽町社会教育中期計画策定委員

(2) 職 務

本町の第5次社会教育中期計画（令和9年度～令和13年度）を策定するため調査研究を行うとともに中期計画の策定に関し、意見を述べる。

(3) 募集人員

2人以内（公募以外の委員も含めた委員定数は22人以内）

(4) 委員の任期

委嘱の日（令和8年6月頃）から答申の日（令和9年3月31日予定）まで。

(5) 報酬等

会議に出席した委員には、遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年遠軽町条例第38号）に規定する額を支給する。

(6) 応募資格

ア 本町に在住する満18歳（令和8年4月1日現在）以上の方

イ 社会教育（社会体育など）全般について関心のある方

ウ 本町の議員、職員及び各種審議会等の委員でない方

エ 年6回程度の会議（平日の夜間）に出席できる方

(7) 応募方法

別紙応募申込書を持参及び電子メール、または郵送にて提出する。（但し、応募申込書の返却はしない。）

※応募申込書には、応募動機、抱負などを400字程度及び社会教育（社会体育など）に関する活動経験等について記入してもらう。

(8) 応募期間

令和8年4月6日（月）～4月24日（金） ※郵送の場合は、期間内必着

(9) 応募先（問い合わせ先）

〒099-0403 遠軽町1条通北2丁目3番地45

遠軽町教育委員会 教育部社会教育課

TEL: 42-2191 E-mail: shakyo@engaru.jp

(10) 選考方法

提出された書類に基づき、教育部長が選任する選考委員により決定する。

(11) 選考結果の通知

応募者全員へ速やかに通知する。